

令和3年10月21日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
北武コンサルタント（株） 札幌市豊平区月寒中央通7-4-7
令和3年10月21日～令和3年11月20日（1ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
2. 事実概要
本件は、関東支社発注の「東関東自動車道 二俣高架橋耐震補強設計」において、当該有資格者の過失による粗雑工事等として、水平力分担構造の設計の不適切が確認されたものである。
3. 競争参加資格停止措置理由
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以 上